

## 第6章 乗車券類の改札および引渡し

### 第1節 通則

(乗車券類の改札)

**第228条** 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札および引渡しについてもまた同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。その乗車券類の使用が、証明書等の携帯を必要とするもののときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

**第229条** 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となったとき、またはその乗車券類を使用する資格を失ったときは、これを係員に引き渡すものとする。

### 第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

**第230条** 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を係員に呈示して入<sup>り</sup>缺<sup>けつ</sup>等（スタンプによる押<sup>お</sup>な<sup>つ</sup>を含む。以下同じ。）を受け、途中下車するとき、これに途中下車印の押<sup>お</sup>な<sup>つ</sup>を受け、また、乗継をするときは、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、旅行開始の際の入<sup>り</sup>缺<sup>けつ</sup>は、乗車券面に相当の表示をした場合に限って省略することがある。

- 3 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了したときに、その乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

**第231条** 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、その乗車券の有効期間が満了したときは、すみやかに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

**第232条** 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券・貸切乗車券の改札および引渡し)

**第233条** 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際、および途中下車をする際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

- 2 前項の規定による引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

### 第3節 特急券等の改札および引渡し

(特急券等の改札および引渡し)

**第234条** 特急券等を使用する旅客は、特急列車等に乗車する際に、その使用する特急券等を係員に呈示して、改札を受け、また、下車した際に、

これを係員に引き渡すものとする。

## 第4節 削除

第235条 削除

第236条 削除

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

**第237条** 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内で行なう。ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅での乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅で取扱う。

3 定期乗車券・回数乗車券の払いもどしについては、取扱駅を別に定めることがある。

(手数料の收受)

**第237条の2** 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類について、払いもどしその他の取扱いをする場合で、手数料を收受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券・特急券等を各別のものとして手数料を收受する。

(払いもどし請求権行使の期限)

**第238条** 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合でも、その乗車券類の発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第282条、第282条の2、第284条、第285条、第288条および第289条の規定により旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

第239条 削除

（乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合の既収額）

**第240条** 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受または払いもどしをするときは、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入したときの旅客運賃・料金額を收受しているものとして、收受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

（乗車変更の種類）

**第241条** 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とするときに、社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- （1）旅行開始前または使用開始前に申し出があった場合  
乗車券類変更
- （2）旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合
  - イ 区間変更
  - ロ 団体乗車券変更

（乗車変更の取扱範囲）

**第242条** 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限

って取扱う。

- 2 前項の場合で、区間変更の取扱いをするときで、非変更区間と変更区間とを通じた経路が環状線を1周して、これをこえるときまたは一部もしくは全部が復乗となるときは、この取扱いをしない。ただし、環状線1周となる駅または折返し乗車となる駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

- 第243条** 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしないことがある。

注 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券とは、第30条の規定によって発売する被救護者割引普通乗車券および第32条の規定によって発売する臨時特殊割引乗車券をいう。

(特急券等所持の旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

- 第244条** 特急券等を所持の旅客が、乗車変更を請求した場合は、変更しようとする列車に相当の座席があるときに限って取扱う。

- 2 第64条の規定によって関連発売した乗車券類を所持する旅客が、これらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、関連発売をした乗車券類の全部を呈示し、その乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更または特急料金等の払いもどしの取扱いを受けなければならない。

(特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱い)

- 第244条の2** 特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、第57条第2項各号に定める個室定員まで利用人員の変更をす

ることができる。

(1) 利用人員増のとき

増人員分に対する所定の旅客運賃および料金を収受する。

(2) 利用人員減のとき

減人員に対する旅客運賃および料金は、第273条に定める手数料を差し引いた残額を払いもどす。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

**第245条** 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをしたときの乗車券の有効期間)

**第246条** 乗車変更の取扱いをしたときに交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間からすでに経過した日数（取扱いの当日は含めない。）をさし引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

- 2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第154条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数（取扱いの当日は含めない。）をさし引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第249条第2項第1号イの規定により区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

(別途乗車)

**第247条** 旅客が、乗車変更の請求をした場合で、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるもののとき、または旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないもののときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区

間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。この場合の乗車券の有効期間は、別途乗車とする区間に対する第154条所定の日数とする。

- 2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅としてその駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合、またはその駅から折返して原乗車券の発着区間内を乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

## 第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

**第248条** 普通乗車券（普通乗車券相互間の変更を含む。）または特急券等を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ駅係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限ってその乗車券類から同種の他の乗車券類に変更（特別急行券・座席指定券・着席整理券相互および特別車両券・個室券相互間の変更を含む。）（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる特急券等については、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。

- 2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃および料金と変更する乗車券類に対する旅客運賃および料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしする。ただし、社線区間における個室券から他の特急券等への変更について、旅客は手数料として1個室あたり420円を支払うものとする。
- 3 前項の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際乗車区間に対して適用のあるものであるときは、実際乗車区間に対する旅客運賃を、原乗車券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。

## 第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

**第249条** 普通乗車券または特急券等を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、その乗車券類に表示された着駅・キロ程または経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。ただし、特急券等については、乗車列車が変更とならない場合に限る。

- (1) 着駅またはキロ程を、その着駅をこえた駅またはそのキロ程をこえたキロ程への変更
- (2) 着駅を、その着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、その経路と異なる経路への変更

**2** 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号により取扱う。

- (1) 普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）

イ 原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間（前項第3号に規定する場合は、実際の乗車区間）に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

ロ イの場合において原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率により割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (2) 学生割引普通乗車券

イ 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

ロ 前項第2号および第3号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃と原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較

し、不足額は収受し過剰額は払いもどししない。

(3) 特急券等

すでに収受した料金と、実際の乗車区間に対する料金との差額を収受する。

第250条 削除

第251条 削除

(個室券変更)

**第252条** 個室券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、1回に限って当該個室券について利用施設の変更（以下、この変更を「個室券変更」という。）をすることができる。

ただし、変更する個室料金と原個室料金とを比較し、変更する個室料金の額が原個室料金をこえる場合のみ取扱うことができる。

2 個室券変更は、列車が変更とならない場合に限って取扱う。

(団体乗車券変更)

**第253条** 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、区間変更または乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取扱い、また、特急券等の変更がともなう場合は取扱いをしない。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員に対して、次の各号により旅客運賃を収受する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合

団体乗車券の券面区間以外の区間に対して、別に普通旅客運賃を収受する。

(2) 乗車列車の変更の取扱いをする場合

乗車区間に変更のないときは、収受しない。

第254条 削除

第255条 削除

第256条 削除

第257条 削除

第258条 削除

第259条 削除

第260条 削除

### 第3節 旅客の特殊取扱い

#### 第1款 通則

（旅客運賃・料金の払いもどしにともなう割引証等の返還）

第261条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について、払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

（乗車変更の手数料の払いもどし）

第262条 旅客は社が乗車変更等の際に収受した手数料の払いもどしを、請

求することができない。

（旅客運賃の払いもどしをしない場合）

**第263条** 旅客は、第148条の規定により、小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

注 第148条は、乗車券の効力の特例に関する規定である。

## 第2款 乗車券類の無札

（乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）

**第264条** 旅客が、次のいずれかに該当する場合は、その旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

（1）係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき

（2）別に定める場合を除いて、乗車券に入鋳を受けないで乗車したとき。  
ただし、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

（3）第167条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき

（4）乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取り集めの際に引渡しをしないとき

（5）乗車する列車を指定した定期乗車券を使用して指定以外の列車に乗車したとき

2 前項に規定する場合、旅客が、第167条第1項第6号の規定によって無効となる普通乗車券または回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した旅客運賃および増運賃を、その旅客から収受する。

- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に規定するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第167条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から、第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

注1 第1項第2号「別に定める場合」とは、第231条（定期乗車券の改札および引渡し）または第233条（団体乗車券または貸切乗車券の改札および引渡し）の規定によって、入鉄を受けないで乗車する場合をいう。

2 関係条文の内容は、次のとおりである。

第167条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合

（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受）

**第265条** 第168条第1項の規定により、定期乗車券を無効として回収した場合（第168条第2項の規定で準用する場合を含む。）は、その旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを、あわせ収受する。

- （1）第168条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するときはその定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合で、効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日。）から、同項第7号に該当するときはその使用資格を失った日から、同項第8号に該当するときはその発売の日から、同項第9号に該当するときはその有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合には、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間。）を、毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客

運賃。

- (2) 第168条第1項第6号に該当する場合で、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とをあわせた区間を、その券面に対して、往復乗車したものととして計算した普通旅客運賃。
- (3) 第168条第1項第6号に該当する場合で、普通乗車券を使用したときおよび同項第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

注 第168条は、定期乗車券が無効となる場合の取扱いに関する規定である。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

**第266条** 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、その旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。または接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の収受)

**第267条** 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。

- 2 前項の規定により増料金を収受する場合、第125条第1項第1号ハおよびニに定める特急券等を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第2項に定める料金をあわせて収受する。

### 第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

**第268条** 旅客が、旅行開始後、その乗車券類を紛失した場合で、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第264条・第266条または前条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃および増料金は収受しない。

- 2 前項の規定による場合、旅客は、再収受証明書の交付を請求（特急券等にあつては、同一の列車の場合に限る。）することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券類（定期乗車券または回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

注 関係条文の内容は、次のとおりである。

第264条 無札旅客に対する旅客運賃の収受方

第266条 無札旅客の乗車駅不明の場合の取扱方

（再収受した旅客運賃・料金の払いもどし）

**第269条** 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）を発見した場合はその乗車券類と再収受証明書とをもより駅にさし出して、発見した乗車券類1枚につき手数料として普通乗車券は150円、特急券等は100円（連絡運輸の場合の普通乗車券は220円）を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することはできない。

（団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合の取扱方）

**第270条** 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合で、係員がその事実を認定することができるときは、第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃または料金を収受しないで、相当の団体乗車券または貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、その乗車券類についてその旅客運賃・料金が払いもどしされている場合は、別に相当の旅客運賃・料金を収受する。

注 第268条は、乗車券類紛失の場合の取扱方に関する規定である。

## 第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

**第271条** 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となったときは、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）のときに限ってこれを駅にさし出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が、往復または連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券で、往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃または連続旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片に対する無割引の普通旅客運賃をさし引いた残額とする。

3 第64条の規定によって関連発売をした普通乗車券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって関連発売をした特急券等を同時に提出し、指定列車がその乗車駅を出発する時刻までのものにあつては、これらの料金の払いもどしを請求しなければならない。

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

**第272条** 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、手数料は、220円とする。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用人は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

(特急料金等の払いもどし)

**第273条** 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。

なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

(1) 特別急行券、座席指定券および着席指定券 100円

(2) 個室券

イ 個室券（4人用） 420円

ロ 個室券（6人用） 520円

(2) 愛川線連絡にかかる場合

特急券等1枚につき100円。ただし、個室券（4人用）については420円

(3) 桐嶋線連絡にかかる場合

1枚につき100円。

(4) 東都地下鉄線連絡にかかる場合

1枚につき100円。

**2** 第64条の規定によって関連発売をした特急券等の料金の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって関連発売をした普通乗車券を同時に呈示しなければならない。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどし)

**第273条の2** 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要と

なった場合は、旅行行程中の最初の乗車駅出発時刻前までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として次の各号に定める額を支払うものとする。

(1) 旅客運賃

乗車券1枚について220円とする。ただし、保証金を充当して発行したものについては、保証金に相当する額とする。

(2) 特急料金等

前条に規定する払いもどし手数料に相当する額とする。

- 2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金の払いもどしをすることがある。

(普通乗車券旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

**第274条** 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、乗車しない区間が100kmをこえるときに限ってこれをその旅行を中止した駅にさし出し、すでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間の普通旅客運賃（その乗車券が割引乗車券で、旅行を中止してもすでに乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）をさし引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。

- 2 往復乗車券または連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第271条の規定を適用する。

(不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

**第275条** 旅客は、次の各号に掲げる不乗車区間については、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

- (1) 第155条の規定により継続乗車中に旅行を中止した場合の不乗車区間
- (2) 第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合または途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗車区間

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

**第275条の2** 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って、これを駅にさし出して、すでに支払った旅客運賃から、使用済み券片数に対する普通旅客運賃と手数料220円をさし引いた残額の払いもどしを請求することができる。

## 第276条 削除

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

**第277条** 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内のときに限って、これを駅にさし出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃をさし引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第272条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
- 4 第1項の規定による定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
  - (1) 使用経過月数が1箇月または3箇月のときは、おのおのその月数に

相当する定期旅客運賃

- (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

**第278条** 旅客は、旅行開始後、次のいずれかに該当する場合で、かつ、その所持する乗車券が有効期間内のときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する理由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について乗車券の有効期間の延長を申請し、またはすでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間の普通旅客運賃をさし引いた残額の払いもどしを、その旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
  - (2) 司法権または国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によって旅行を中止したとき
- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項および第2項の規定によって乗車券の有効期間の延長の取扱を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものし、かつ、旅行をふたたび開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。この

場合、旅客が第1項の規定によって延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内にふたたび旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

**第279条** 旅客は、前条の規定により旅客運賃の払いもどし、または有効期間の延長の取扱いを請求するときは、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除いて、医師の診断書等これを証明するに足るものを呈示するものとする。

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

**第280条** 発売当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれたときは、ただちに、その乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間の延長または手数料150円（連絡運輸の場合は、220円）を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

## 第5款 削除

**第281条** 削除

## 第6款 運行不能および遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

**第282条** 旅客は、旅行開始後または使用開始後に、次の各号のいずれかに該当する理由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、それぞれに定める取扱いを選択のうえ請求することができる。た

だし、定期乗車券および回数乗車券を使用する旅客は、第284条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第285条に規定する他経路乗車または第288条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

（1）列車が運行不能となったとき

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長
- ハ 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ニ 第285条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ホ 第288条に規定する定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし

（2）列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき（接続を欠くことが確実なときを含む。）または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（遅延することが確実なときを含む。）

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長
- ハ 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

（3）車両の故障その他旅客の責任とならない理由によって、乗車することができないとき

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長

- 2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事故が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）のときに限って、これを駅にさし出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

（旅行中止による旅客運賃および料金の払いもどし）

**第282条の2** 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅にさし出して旅客運賃および料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定めるところによる。

（1）乗 車 券

前途の未使用区間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、払いもどしする区間の旅客運賃を、割引条件のいかんにかかわらず、割引の旅客運賃によって計算する。

ただし、乗継割引片道普通乗車券については、払いもどしする区間に対して割引の適用のないときに限り、無割引の普通旅客運賃を払いもどしする。

（2）特急券等

特急料金等の全額。ただし、指定された列車にその全部または乗車後その一部を乗車することができなくなったときに限る。

（有効期間の延長）

**第283条** 第282条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券について、次の各号に定めるところによる。

- （1）旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものをその乗車券の有効期間とする。

イ 第282条第1項第1号に規定する理由による場合は、その乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第282条第1項第2号および同項第3号に規定する理由による場合は、1日

- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

**第284条** 第282条第1項の規定により旅客が、無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際に使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、その乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（特急列車等を除く。）による。ただし、特急券等を使用していた旅客については、特急列車等により、その特急券等の発駅まで乗車させることがある。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない理由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路の列車によって行なう。
- (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (5) 旅客が、第2号および第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号に定めるところ

ろにより旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。

(1) 乗 車 券

イ 発駅まで無賃送還した場合

すでに収受した旅客運賃および料金の全額

ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をした場合または旅客が、無賃送還中の途中駅に下車した場合

(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃

ハ イおよびロの場合は、旅客がその券片を使用して途中下車をしていたとき（ロの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。）

その途中下車駅（途中下車駅が2駅以上のときは、最終下車駅）を途中駅とみなしてロの規定により計算した額

(2) 特急券等

第282条の2第2号の規定を準用する。

3 第1項の規定によって無賃送還を行なった場合、回数乗車券を使用する旅客は、その券片を、その後1回限り、その券面表示事項にしたがって使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

**第285条** 第282条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地（不通区間以遠の駅で途中下車を予定していた場合は、その駅を含む。）に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、定期乗車券または回

数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車をすることができない。

(2) 旅客は、他の経路を特急列車等によって乗車することができないものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、すでに収受した旅客運賃と実際乗車区間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどし、不足額は収受しない。

3 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客について、第1項の規定による取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどしおよび不足額の収受をしない。

4 第1項第1号ただし書の規定により、定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客が、他経路を乗車中に途中下車したときは、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

**第286条** 第282条の2・第284条または前条、および第289条第1項第2号の規定によって、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払いもどしを請求しなければならない。

(1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅

(2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(3) 他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅

## **第287条 削除**

(定期乗車券・回数乗車券の有効期間の延長または払いもどし)

**第288条** 旅客は、第282条第1項の規定により定期乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗

車券を駅にさし出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第37条の2第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあつては、その日数を加えた日数）で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に休止日数を乗じは数計算した額

イ 有効期間が1箇月のものにあつては、30日

ロ 有効期間が3箇月のものにあつては、90日

ハ 有効期間が6箇月のものにあつては、180日

(2) 回数乗車券については、回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額

（特急列車等の運行不能・遅延等の場合の特急料金等の払いもどし）

**第289条** 特急券等を所持する旅客は、第282条の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その特急料金等全額の払いもどしを請求することができる。

(1) 乗車中の特急列車等が運行時刻より2時間以上遅延したとき

(2) 車両の故障その他旅客の責任とならない理由により、指定された特急列車等に乗車することができなくなったとき

(3) 特急列車等の出発時刻に1時間以上遅延したため、または遅延することが確実なため、その列車の利用を取りやめたとき

**2** 旅客は、特急券等購入の際に特急列車等が2時間以上遅延すること、または一部区間が不通であることを承諾して購入した特急券等について、前項の規定にかかわらず、特急料金等の払いもどしを請求することができない。

注 第282条は、列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方に関する規定である。

## 第290条 削除

(列車の運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

**第290条の2** 旅客は、第282条、第289条または第307条第4項に規定する理由が発生した場合は、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から第289条または第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

- 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、車両の故障等または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

## 第7款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

**第291条** 旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合で、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内のときに限って、最近の列車（特急列車等を除く。）によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間の無賃送還の取扱い方)

**第292条** 前条の規定による無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。

- 2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間およびすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券誤購入の場合の取扱い方)

**第293条** 旅客が、駅名の類似その他やむを得ないと認められる理由によって誤ってその希望するものと異なった乗車券を購入した場合で、係員がその事実を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。